

# 資料編

資料編 目次

- 資料 1 災害時対策会議の開催基準 (省略)
- 資料 2 三河港災害時対策会議規約
- 資料 3 三河港災害時対策会議の体制
- 資料 4 三河港災害時対策会議 設置および運営手順 (案)
- 資料 5 発災時の緊急連絡体制 (省略)
- 資料 6 緊急連絡先一覧 (省略)
- 資料 7 関係機関の立地図
- 資料 8 港湾施設の概要
- 資料 9 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(1)：蒲郡地区
- 資料 10 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(2)：大塚地区・御津地区
- 資料 11 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(3)：神野地区・田原地区
- 資料 12 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表
- 資料 13 発災時概略点検マニュアル
- 資料 14 港湾施設被害状況等整理表
- 資料 15 三河港 BCP 協議会推進体制
- 資料 16 三河港 BCP 協議会規約
- 資料 17 三河港 B C P 協議会 構成員一覧 (一部省略)
- 資料 18 港湾災害情報システムマニュアル (省略)

## 資料2 三河港災害時対策会議規約

### 三河港災害時対策会議規約

(名称)

#### 第1条

本会議は、「三河港災害時対策会議」(以下、「対策会議」という)と称する。

(目的)

#### 第2条

対策会議は、大規模災害時(重大事故発生時を含む)において、三河港の港湾機能の継続を図るため、関係者間で必要な情報の共有を図るとともに、応急復旧方針など各種対応に向けた調整を行うものとする。

(主な行動内容)

#### 第3条

- ① 港湾施設、道路施設等の被害状況や利用制限及び復旧に向けた対応にかかる情報の共有
- ② 応急措置・復旧方針に関する調整
- ③ 災害対策本部(県、市町)及び国の要請事項にかかる調整
- ④ 応急措置、復旧のための資材等の効率的な配分の調整
- ⑤ 復旧予定等の共有

(対策会議の設置と構成員)

#### 第4条

対策会議は、災害発生後、速やかに愛知県三河港務所に設置する。

2 対策会議の構成員は、別紙 構成員一覧によるものとする。

なお、緊急時には速やかな調整・判断が求められるため、原則として各機関の現場実務に精通した者を出席させるものとする。

3 対策会議の招集は、愛知県三河港務所が行うものとする。

4 招集対象者は、状況に応じて構成員以外のものを含むこと又は一部の構成員を除くことができるものとする。

(訓練)

#### 第5条

対策会議の緊急時の実効性を高めるため、模擬訓練を毎年1回以上実施するものとする。

(会議の効果等)

## 第6条

対策会議で合意した事項について、各機関は対応に努めるものとする。

2 対策会議の出席者が限定されていた場合の合意事項は、その会議の出席者において有効であるものとする。

3 緊急時等において、対策会議によらず採られた対応について、対策会議は否定するものではない。

(その他)

## 第7条

対策会議の庶務は、愛知県三河港務所及び愛知県三河港務所蒲郡出張所が行うものとする。

2 この規約について疑義又は修正すべき事項が生じた場合は、必要に応じて関係者の合意のうえ、規約を変更することができるものとする。

## 附則

この規約は、平成27年3月20日から施行する。

平成28年2月18日から改正施行する。

資料3 三河港災害時対策会議の体制

表 「三河港災害時対策会議」構成員一覧

1) 豊橋・田原地区

	機 関 名
港湾関係者	豊橋埠頭株式会社
	愛知海運産業株式会社
	トビー海運株式会社
	鈴与株式会社 豊橋支店
	日本通運株式会社 豊橋支店
	豊橋港運株式会社
	神野臨海株式会社
	株式会社フジトランスコーポレーション 豊橋支店
	株式会社上組 豊川支店
	三河港コンテナターミナル株式会社
	総合ポートサービス株式会社
	伊勢三河湾水先区水先人会 ※
	衣浦港三河港船舶保安情報センター (株式会社東洋信号通信社)
建設業関係	協定に基づく支援業者
海上保安庁	海上保安庁 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三河海上保安署
道路管理者	愛知県東三河建設事務所 ※
行政	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所
	財務省 名古屋税関 豊橋税関支署 ※
庶務	愛知県三河港務所

2) 蒲郡地区

	機 関 名
港湾関係者	日本通運株式会社 蒲郡支店
	愛知海運株式会社 蒲郡カンパニー
	蒲郡港営施設株式会社
建設業関係	協定に基づく支援業者
庶務	愛知県三河港務所 蒲郡出張所

平成28年2月18日現在

<p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時、豊橋・田原地区と蒲郡地区で各々対策会議を招集する。</li> <li>・会議場所は、豊橋・田原地区:愛知県三河港務所 蒲郡地区:愛知県三河港務所蒲郡出張所 とする。</li> <li>・三河港務所本部と三河港務所蒲郡出張所で会議結果を相互に報告し、豊橋・田原地区と蒲郡地区の情報共有を図る。</li> <li>・※の機関について 発災時、必ず招集するものではない。必要に応じて協力を仰ぐ。</li> </ul>
---

資料4 三河港災害時対策会議 設置および運営手順（案）

三河港災害時対策会議 設置及び運営手順（案）

1. 目的

本手順書は、災害時対策会議を設置・運営するための手順や留意事項について、主に事務局（港務所）の視点から取りまとめたものである。なお、この内容は平成28年のBCP訓練を基に作成したものであり、今後マニュアル化を検討する。

2. 三河港災害時対策会議の設置基準及び参集体制

三河港BCP「発災時の緊急連絡体制」および「三河港災害時対策会議 規約」に従い、設置及び関係者に対する開催連絡を行う。

3. 災害時対策会議の設置場所

設置場所：三河港務所1階会議室  
 代替場所：未定

4. 災害時対策会議の運営体制

三河港務所は、災害時対策会議の議長、進行役、庶務担当等の体制について予め定めておく。

5. 災害時対策会議の議事及び進行方法

災害後3日程度及び災害後1週間程度で取り扱うべき議事と進行方法を記載する。

5.1 災害時対策会議（災害後3日程度の段階）

(1) 目標

応急復旧優先順位の決定

(2) 議事及び進行手順

議事	進行手順、留意点	事前準備
1. 開会	・開会を宣言する（港務所）	
2. 被害状況報告 ・港湾及び道路施設の被害状況  ・航路啓開及び道路啓開の状況	・港湾管理者及び関係機関にて把握している被害概要や点検結果を、図面・表を用いて共有する  ・港長及び港湾管理者は、詳細な被害内容（点検結果）ではなく、被害の全体像や再開の目途の説明に努めること ※判明している事実関係の報告に努める	・被害整理結果（図・表） ※配布物もあると良い ・関係機関（行政）の対応状況の確認
3. 使用制限	・港長及び港湾管理者から、現時点の使用制限を伝える ※判明している事実関係の報告に努める	・保安署との状況確認

議事	進行手順、留意点	事前準備
4. 応急復旧の最優先順位の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の概況を踏まえ、BCPに即した最優先順位の考え方を説明する。</li> <li>※三河港 BCP 災害時対応共通編4.「復旧目標・復旧優先順位」による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化岸壁の状況確認</li> </ul>
5. 応急復旧優先順位の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧の着目点を説明し、利用者と調整を図り、優先順位を決定する</li> <li>※三河港 BCP 災害時対応共通編4.「復旧目標・復旧優先順位」による</li> </ul>	
6. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場</li> <li>緊急物資輸送の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場に関する調整事項があれば伝える</li> <li>緊急物資受け入れに関連した調整事項があれば調整を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に問い合わせ対応状況を確認する</li> </ul>
7. 閉会	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉会を宣言する</li> </ul>	

## 5.2 災害時対策会議（災害後7日程度の段階）

### (1) 目標

応急工程の確認と調整（応急復旧の作業範囲、作業分担、作業時期）

### (2) 議事及び進行手順

議事	進行手順、留意点	事前準備
1. 開会	<ul style="list-style-type: none"> <li>開会を宣言する（港務所）</li> </ul>	
2. 被害状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾及び道路施設の被害状況</li> <li>航路啓開及び道路啓開の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回からの更新情報を中心に伝える</li> <li>※判明している事実関係の報告に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害整理結果（図・表）</li> <li>※配布物もあると良い</li> <li>関係機関（行政）の対応状況の確認</li> </ul>
3. 使用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾管理者及び港長から、現時点の使用制限を伝える</li> <li>※判明している事実関係の報告に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安署との状況確認</li> </ul>
4. 応急復旧工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工程を説明する</li> <li>港湾利用者等から、質問や要望があるか意見を伺う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工程表</li> </ul>
5. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場</li> <li>緊急物資輸送の受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき置き場に関する調整事項があれば伝える</li> <li>緊急物資受け入れに関連した調整事項があれば調整を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関に問い合わせ対応状況を確認する</li> </ul>
6. 閉会	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉会を宣言する</li> </ul>	

## 5.3 以降の開催要領

適宜開催し早期物流再開に向けた調整を行う。

## 6. 備品一覧

災害時対策会議に必要な備品について定める。（三河港全体図、ふ頭利用計画等）

資料7 関係機関の立地図



資料7 関係機関の立地図



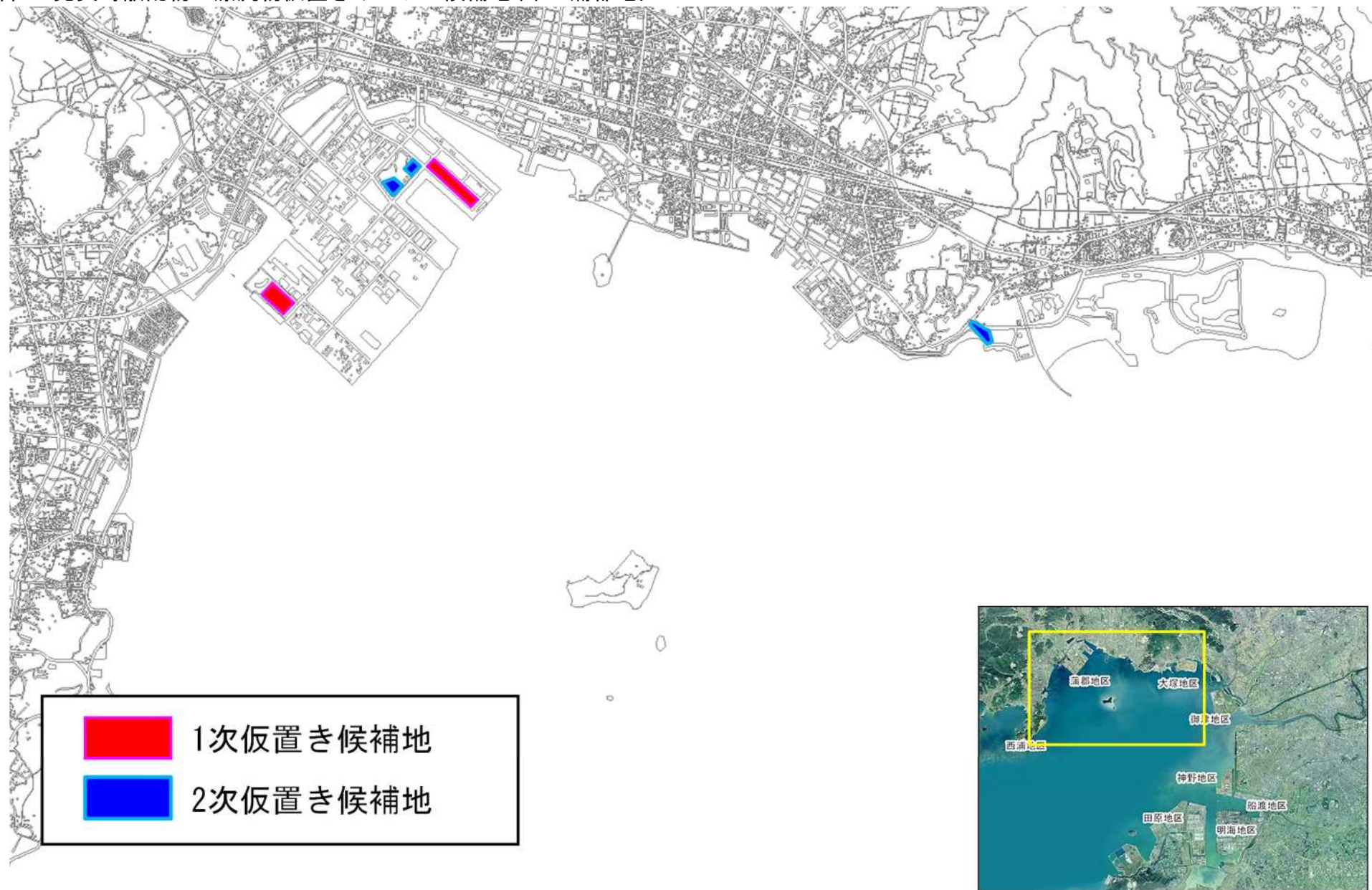
# 資料8 港湾施設の概要

※最新の要覧を確認すること

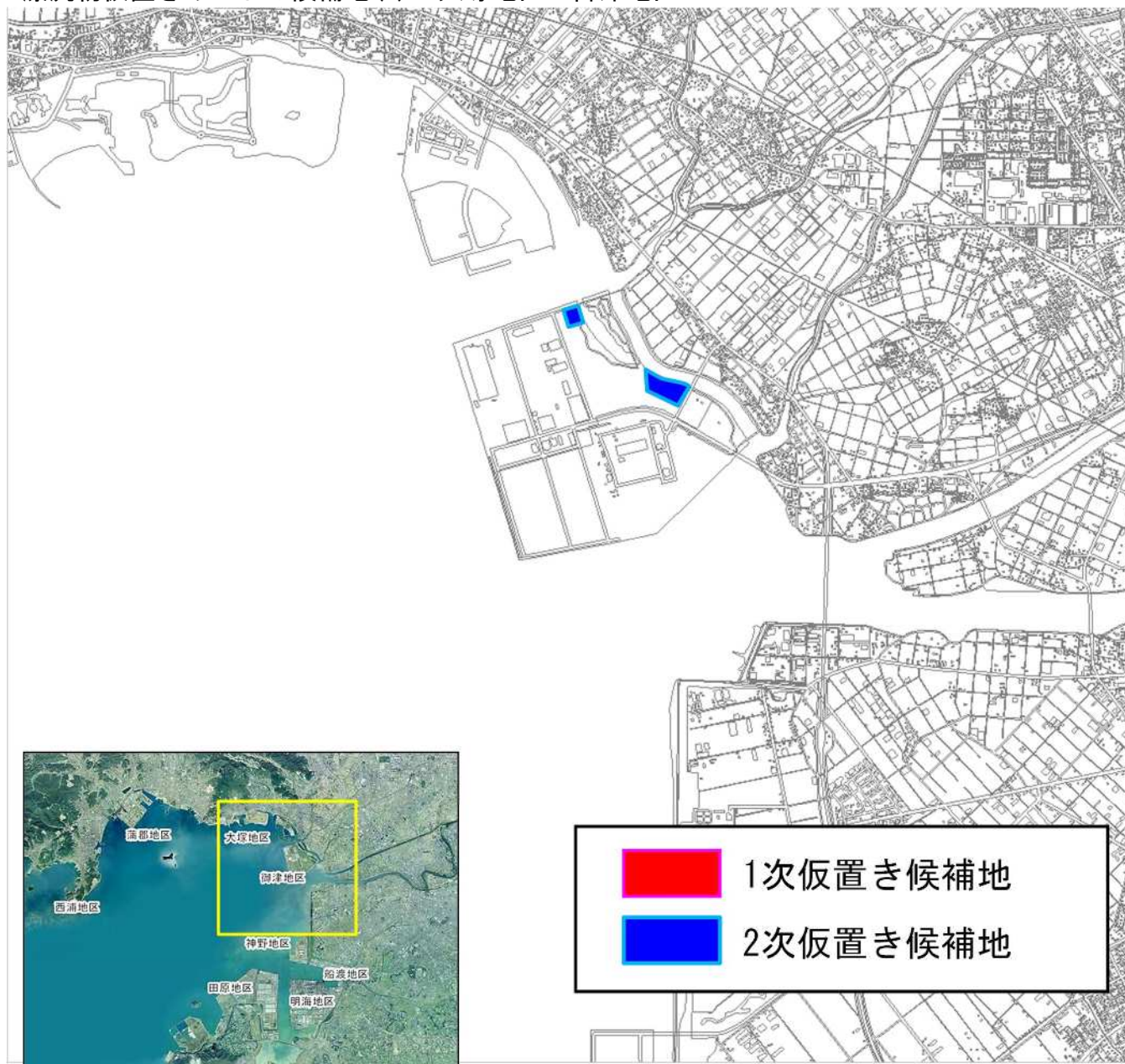
※平成 29 年度に御津公共岸壁が完成



資料9 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(1)：蒲郡地区

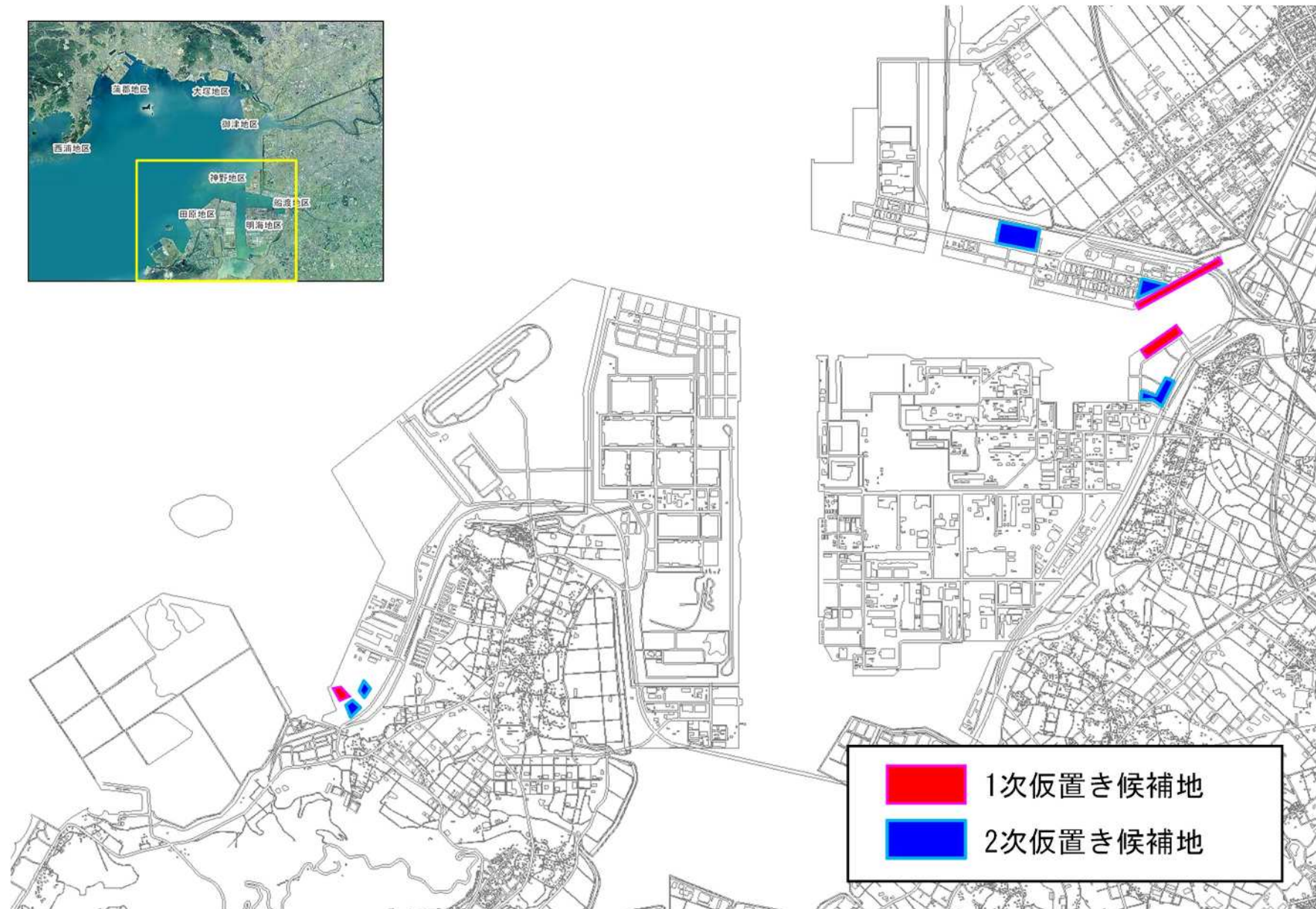


資料10 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(2)：大塚地区・御津地区



資料 10 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(2)：大塚地区・御津地区

資料11 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(3)：神野地区・田原地区



資料 11 発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地(3)：神野地区・田原地区

資料12 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表

表 被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表

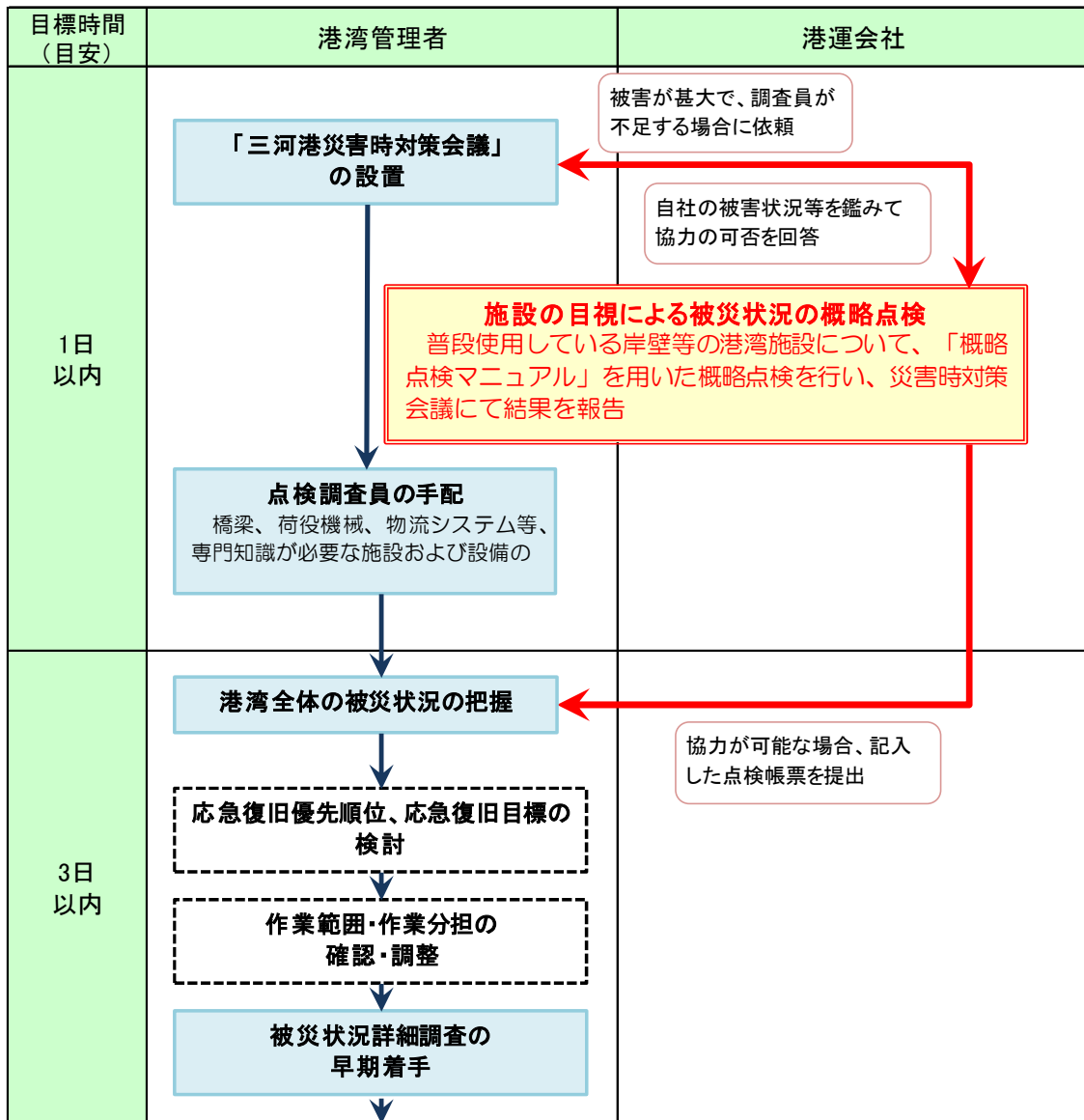
締結主体	名称	締結団体	主な内容	対象施設	実施の制限
港務所 愛知県知多建設事務所 愛知県知立建設事務所	災害時における公共土木施設の緊急対応業務に係る協定 (防災協定)	民間業者	巡視点検 応急復旧工事	点検:緊急輸送施設 (耐震強化岸壁及びその前面泊地等、 緊急輸送道路に指定されている臨港道路) 応急復旧工事:全施設	地震時の巡視は津波注意報等 が解除され安全が確認された後
	異常気象時における橋梁緊急点検等に関する協定	(一社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	点検	緊急輸送道路に架かる15m以上の橋梁、跨線橋・跨道橋 その他特に必要と認める橋梁	
	愛知県建設部が管理する橋梁の 緊急的な応急対策の支援に関する協定書	(一社)プレストレスト・コンクリート 建設業協会中部支部 (一社)日本橋梁建設協会	建設資機材等の確保 応急復旧工事 被害状況の点検・調査	愛知県の管理する橋梁	
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な応急対策等の支援に関する協定書	(社)愛知県測量設計業協会	測量、設計、調査	全施設	
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な応急対策等の支援に関する協定書	(社)全国地質業協会連合会 中部地質調査業協会愛知県支部 愛知県地質調査業協会	点検、調査、設計	全施設	
	災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の 緊急的な災害対策支援に関する協定書	(一社)愛知県建設業協会 (社)愛知県土木研究会 (社)日本建設業連合会中部支部	復旧工事	全施設	
道路公社	災害時における公共土木施設の緊急対応業務に係る協定 (防災協定)	民間業者(地元建設業者)	巡視点検 災害応急工事	公社が管理する有料道路施設	地震時の巡視は大津波警報が解除され、 安全が確認された後
	異常気象時における橋梁緊急点検等に関する協定	(社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	被災調査 通行可否に関する助言 応急復旧対策等に関する助言等	緊急輸送道路の橋梁及びトンネル、跨線橋及び跨道橋 その他公社が必要と認める橋梁及びトンネル	地震時の調査は大津波警報が解除され、 安全が確認された後
中部地方整備局	災害時又は事故発生時における中部地方整備局所管施設 (港湾空港関係に限る)の緊急的な応急対策業務に関する協定書	(社)日本埋立浚渫協会 中部支部 (社)日本海上起重技術協会 中部支部 中部港湾空港建設協会連合会		国有港湾施設及び直轄施行の海岸保全施設	
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(一社)海洋調査協会会長			
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(社)日本潜水協会会長			
	災害時における中部地方整備局所管施設の 緊急的な応急対策業務に関する協定書	(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長			
	災害時における伊勢湾浮体式係留施設の 緊急出動業務に関する協定書	(社)日本埋立浚渫協会 中部支部			
	防災エキスパート活用に関する協定書	NPO法人中部みなと防災ネット理事長			
	港湾におけるTEC-FORCEと連携した水中部潜水調査に関する協定	(社)日本潜水協会会長			

### 資料13 発災時概略点検マニュアル

本マニュアルで点検する内容は、あくまで「被災状況の把握」を目的としたものであり、詳細な復旧工法の最終決定や工事数量の算定に用いるものではなく、最終的な詳細復旧方針は、専門家による詳細調査の後に決定されるものとする。

また、現段階では本マニュアルは暫定版である。今後、実効性を高めるべく、実地訓練等を通じて関係者間で継続協議を行い、順次更新していくものとする。

#### ■点検依頼から報告までの流れ



## ■点検時の留意事項

**※危険と判断される場合は、点検に行かず、「危険」と報告して下さい※**

【現地に持参するもの】

- ・メジャー（コンベックス）、チョーク、デジタルカメラ
- ・本点検マニュアル（帳票付）

【点検時の留意事項】

- ・必ずヘルメット、ライフジャケット、動きやすい靴を着用して下さい。
- ・その他必要に応じて、防寒着、軍手等
- ・複数名（2名以上）で行動して下さい。

※上記備品は、普段から事務所に常備しておく必要があります。

## ■着眼点及び記述内容

施設	着目点および記述内容
岸壁本体	船舶の着岸、荷役が安全にできそうか
エプロン	不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
荷捌き地	不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等
荷役機械	稼働できそうか、エンジンは作動するか
前面泊地	浮遊物の散乱状況、水没物の可能性、油の流出状況
その他	背後道路の瓦礫の散乱状況、 SOLAS フェンス、電気設備等の状況

# 発災時概略点検帳票



## 【発災時概略点検帳票】

※目視により、被災状況の概要を記載する

◎：被害は見られない。 ○：使用できそう、または早期に修復できそう。 ×：被害が甚大で短期間では修復できなさそう。（直感で良い）

施 設 名		地 区		
確 認 日 時		月 日 時 分(頃)		
点 検 者 名		(連絡先)		
施 設	被災状況(判定)	備 考	写真番号	
	(◎ or ○ or ×)	(被災状況：被災内容をできるだけ具体的に記載)		
岸壁本体		着目点：船舶の着岸、荷役が安全にできそうか。		
ヤードの 不陸・段差	エプロン	着目点：不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等		
	荷捌地	着目点：不陸、段差の規模、貨物の散乱状況等		
記入例（岸壁）	本体	○	大きな損傷は見られない。 岸壁法線の凹凸は20cm程度で船舶は安全に着岸できそうである。	参考写真①
記入例 (ヤードの不陸・段差)	荷捌き地	×	延長100mに渡って50cm程度の段差が生じている。 このままでは荷捌きは出来ない。	参考写真②

## 【発災時概略点検帳票】

施 設		被災状況（判定）	備 考	写真番号
		（◎ or○ or ×）	（被災状況：被災内容をできるだけ具体的に記載）	
荷役機械	ガントリークレーン ストラドルキャリア フォークリフト レッカー ( ) ※該当機械に○		着目点：稼働できそうか。エンジンは作動するか。	
	コンテナ 自動車 船舶 木材 その他瓦礫 ( ) ※浮遊物に○		着目点：浮遊物の散乱状況、水没物の可能性、油の流出	
その他	( ) ※早期荷役作業の再開に対する課題点 など、気づいた点		着目点：背後道路の瓦礫の散乱状況や、SOLASフェンス、電気設備等	
記入例 (荷役機械)	ガントリークレーン	×	クレーン事態に大きな損傷は無いが、おそらく浸水による電気系統の損傷で 作動できない状態。クレーンレールが蛇行しており、走行できない。	参考写真③
記入例 (前面泊地)	木材 コンテナ	×	コンテナや木材が泊地全面に多数浮遊。船舶は入れない。 水没物も多数あるものと想定される。	参考写真④

写真貼付シート

参考写真



参考写真① 岸壁法線の凹凸 (ブロック間のズレ)



参考写真② 荷捌き地の段差



参考写真③ 岸壁法線の凹凸、ヤードの段差



参考写真④ 岸壁前面の漂流物

※上記写真は、(独)港湾空港技術研究所の東日本大震災における災害調査報告資料などから抜粋したものである。

資料14 港湾施設被害状況等整理表

港湾施設被害状況等整理表

令和 年 月 日 時点

地区	ふ頭	岸壁	構造形式	規模			被害状況					利用者要望等	復旧優先度
				水深 (m)	数量 (バース)	延長 (m)	航路・泊地	岸壁	背後ヤード	臨港道路 内陸道路	応急復旧による 使用可否		
蒲郡地区	蒲郡ふ頭	4号	矢板式	-10.0	1	185							
		5号	矢板式	-7.5	3	390							
		7号	矢板式	-5.5	1	90							
		8号	矢板式	-7.5	3	390							
		9号 【耐震】	矢板式	-10.0	1	185							
		11号	重力式	-11.0	1	250							
	浜町ふ頭	1号	矢板式	-10.0	1	185							
		2号	矢板式	-7.5	1	130							
	竹島ふ頭	2号	重力式	-7.5	1	131							
		3号	重力式	-7.5	1	134							
豊橋地区	神野ふ頭	3号	矢板式	-7.5	7	910							
		4号	矢板式	-10.0	4	740							
		7号	矢板式	-12.0	4	917							
		8号	重力式	-12.0	1	240							
	船渡ふ頭	2号	矢板式	-5.5	5	450							
		3号 【耐震】	矢板式	-4.5	6	360							
田原地区	田原ふ頭	2号 【耐震】	矢板式	-5.5	1	100							
		2号	矢板式	-5.5	3	300							
御津地区	御津ふ頭	1号	矢板式	-5.5	2	200							

三河港 BCP 協議会推進体制



## 資料16 三河港 BCP 協議会規約

### 三河港 BCP 協議会規約

(名称)

#### 第1条

本協議会は、「三河BCP協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目的)

#### 第2条

協議会は、三河港において「地震・津波」、「高潮」による災害に備えて策定した「三河港BCP(港湾機能継続計画)」について、継続的な議論や訓練等により、実効性の高い計画への改善・見直しや事前対策の推進等を行うことを目的とする。

(業務)

#### 第3条

協議会は、目的を達成するため、以下の業務を行う。

(平常時)

- ① 関係機関における三河港BCPの内容の共有
- ② 三河港BCPの改善・見直し
- ③ 事前対策の推進・進捗管理
- ④ 災害対応訓練の実施
- ⑤ 津波・高潮避難訓練の実施
- ⑥ その他三河港BCPの推進・改善に必要な事項

2 前項の業務に係る個別の課題について、構成員等(構成員以外の者も含む)が随時開催するワーキングや勉強会において取り組むものとする。

(構成員)

#### 第4条

協議会は、別紙に掲げる三河港に関連する行政機関、三河港を利用する民間企業、団体等で構成する。ただし、必要に応じて別紙以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(会長)

#### 第5条

協議会に会長をおく

- ① 会長は、愛知県三河港務所長をもって充てる。
- ② 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

(事務局)

#### 第6条

協議会の事務局は、愛知県三河港務所総務課内におく。

(会議の開催)

第7条

- ① 協議会は、原則として毎年度6月に開催し、それ以降は必要に応じて開催する。
- ② 協議会は、会長が必要に応じて招集することができる。
- ③ 会長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第8条

大規模災害時(地震、津波、高潮、重大事故)は、発生後に「三河港災害時対策会議」を愛知県三河港務所内に設置し、情報共有、各種対応に向けた調整を行うものとする。

(規約の改正)

第9条

この規約は、必要に応じて改正でき、会員の承認をもって適用される。

(雑則)

第10条

この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、平成27年3月20日から施行する。

平成27年6月25日から改正施行する。

平成28年2月18日から改正施行する。



資料17 三河港BCP協議会 構成員一覧

表 三河港 BCP 協議会構成員一覧

	機 関 名
港湾関係者	豊橋港港湾施設運営協議会
	豊橋港運協会・田原港運営協議会
	蒲郡港運協会
	豊橋港船舶代理店会
	蒲郡港船舶代理店会
	伊勢三河湾水先区水先人会
	三河港コンテナターミナル株式会社
	衣浦港三河港船舶保安情報センター（株式会社東洋信号通信社）
建設業関係	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中部支部
	一般社団法人 愛知県建設業協会
	愛知県港湾空港建設協会
	東三土木研究会
臨海部企業	神野地区防災自治会
	三河湾明海地区産業基地運営自治会
	御津臨海企業懇話会
	三河港振興会蒲郡地区委員会防災部会
	田原臨海企業懇話会
地元市町	豊橋市 産業部
	豊川市 産業環境部
	蒲郡市
	田原市 企画部
海上保安庁	海上保安庁 第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三河海上保安署
道路管理者	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課
	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所
	愛知県東三河建設事務所
行政	国土交通省 中部運輸局 海事振興部
	国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所
	財務省 名古屋税関 豊橋税関支署
	愛知県 防災安全局 災害対策課
事務局	愛知県 建設局 港湾課
	愛知県三河港務所

令和3年6月30日現在